

議案第108号

大口町地下水の保全に関する条例の一部改正について

大口町地下水の保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、ガス事業法及び土壤汚染対策法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地下水の保全に関する条例の一部を改正する条例

大口町地下水の保全に関する条例（平成12年大口町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改め、同条第2項第1号中「第7条第3項に規定する指示措置等」を「第7条第1項第1号に規定する実施措置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町地下水の保全に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「特定作業」とは、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で3メートルを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで、在来の土砂以外の土砂を使って、その全部又は一部を埋め戻す作業（単に埋め戻しに使用する土砂を運搬するのみの作業を除く。）のうち、次に掲げる作業以外の作業（第10条の2の規定に違反した作業を除く。）をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が行う建柱、地下埋設管の布設及び人孔の設置（以下「建柱等」という。）、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う建柱等又はガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第12項</u>に規定するガス事業者が行うガス管の布設に伴い行う作業</p> <p>2 この条例において「特例作業」とは、前項に規定する特定作業のうち、次に掲げる作業をいう。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）<u>第7条第1項第1号</u>に規定する<u>実施措置</u>により行う作業</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「特定作業」とは、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で3メートルを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで、在来の土砂以外の土砂を使って、その全部又は一部を埋め戻す作業（単に埋め戻しに使用する土砂を運搬するのみの作業を除く。）のうち、次に掲げる作業以外の作業（第10条の2の規定に違反した作業を除く。）をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が行う建柱、地下埋設管の布設及び人孔の設置（以下「建柱等」という。）、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う建柱等又はガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第11項</u>に規定するガス事業者が行うガス管の布設に伴い行う作業</p> <p>2 この条例において「特例作業」とは、前項に規定する特定作業のうち、次に掲げる作業をいう。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）<u>第7条第3項</u>に規定する<u>指示措置等</u>により行う作業</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>